

平成28年1月から



後期高齢者医療制度の手続きにおいて マイナンバー（個人番号）の ご記入が必要になります

平成28年1月から、番号制度が始まります。これからは、個人番号欄がある申請書・届出書等(※)に、マイナンバー(個人番号)をご記入してください。

変更前 申請書・届出書等

〇〇申請書	
被保険者番号	
フリガナ 氏 名	



変更後 申請書・届出書等

〇〇申請書			
被保険者番号		個人番号	
フリガナ 氏 名			

ご自身のマイナンバーは「通知カード」や「個人番号カード」、
「住民票」で確認して、ご記入してください。

被保険者証には、記載されていません。

通知カード

個人番号 ○○○…○○○

氏 名 番号花子

住 所 ○県○市○町1-1-1

○年○月○日生 性別 女

発行 ○年○月○日

通知カードは、平成27年10月から、被保険者一人ひとりに、市町村から送付されています。

※資格取得・喪失の届出、基準収入額適用の申請、限度額適用・標準負担額減額認定の申請、特定疾病認定の申請、被保険者証再交付の申請、高額療養費支給の申請、高額介護合算療養費等支給の申請、療養費支給の申請（選択的記載事項）等

(平成27年厚生労働省令第150号より)